

## 国が行う『緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金』 についてのお知らせ

国により行われた『一時支援金』の続編として、2021年（令和3年）4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に支援金を給付し、事業の継続・立て直しやそのための取組を支援する制度として『月次支援金』が創設されました。

『月次支援金』の給付に当たっては、『一時支援金』の仕組みを用いることで、事前確認や提出資料の簡略化が図られています。（一定の不給付要件あり※下記参照）。

当会は、上記『月次支援金』の『事前確認』を行う『登録確認機関』の認定を受けましたので、下記の要領のとおり『事前確認』を実施します。

また、ここでいう『事前確認』とは原則下記についての事項です。

- ・事業を実施しているか
- ・給付対象その他の給付要件を正しく理解しているか

### **ご注意**

- ・制度の詳細や、具体的な手続き方法等については下記のリンク先一覧をご参照ください。
- ・当会では『事前確認』業務のみを行い、『事前確認』前のアカウント申請や、『事前確認』後の書類アップロード等の手続きは、法令等の制限もあり、一切行いませんのでご了承ください。
- ・『一時支援金』受給者の方は、改めて『事前確認』を行う必要はありません。

### **【給付対象者】**

下記の①及び②を満たす事業者

- ① 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う

飲食店の休業・時短営業 又は 外出自粛等の影響を受けている

- ② 2019年比又は2020年比で、2021年4月・5月・6月・7月いずれかの売上が50%以上減少している

※ただし、以下の場合には給付対象外です。

### **【不給付要件】**

下記の（1）から（9）までのいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。

- （1）対象月の月次支援金に関する給付通知を受け取った者

- (2) 月次支援金又は一時支援金の給付の申請に当たり、事務局が不備修正依頼等を行ったにもかかわらず、申請者が給付要件を満たすことを確認に足りる対応を行わなかったことを理由として、不給付通知を受け取った者（ただし、悪質性が高くないと中小企業庁長官が認めるものを除く。）
- (3) 月次支援金又は一時支援金について、無資格受給又は不正受給を行った者（ただし、無資格受給を行った者であっても悪質性が高くないと中小企業庁長官が認めるものを除く。）
- (4) 国、法人税法別表第1に規定する公共法人
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者
- (6) 政治団体
- (7) 宗教上の組織又は団体
- (8) 地方公共団体による営業時間短縮要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の支払対象となっている飲食店
- (9) (1)～(8)に掲げる者のほか、月次支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと中小企業庁長官が判断する者

※不給付要件のいずれかに該当する者は、たとえ不給付要件に該当しない他の事業を行っている場合であっても、月次支援金を受給することはできません。

**【当会での『事前確認』実施期間（完全予約制）】**

対 象 月	当 会 で お 受 け す る 期 間
4 月 分	2021 年 7 月 13 日（火）～2021 年 8 月 13 日（金）
5 月 分	同 上
6 月 分	2021 年 7 月 13 日（火）～2021 年 8 月 31 日（火）
7 月 分	2021 年 8 月 2 日（月）～2021 年 9 月 28 日（火）

上記実施期間は土日祝日を除きます。

必ずお電話にてご予約ください TEL 03-3771-8859

**【当会でお受けする『事前確認』の対象者】**

- ・ 当会会員の個人事業者の方で、申請 ID 番号を取得していて、下記の必要書類がすべて揃っている方
- ・ 通常申請の方（新規開業や事業承継等の申請特例は当会では対象外とさせていただきます）

※『事前確認』の費用は無料です。

※当会では、電話のみの『事前確認』は行っておりません。

【必要書類等の持ち物（データや画像等はプリントアウトしたものをお持ちください）】

- ①取得した申請 ID 番号（月次支援金 HP にて取得してください）
  - ②2019 年（令和 1 年）分と 2020 年（令和 2 年）分の決算書・申告書の控え
  - ③2019 年 1 月から 2021 年対象月までの各月の帳簿書類（売上台帳、請求書、領収書など）
- ※登録確認期間が指定する複数年月における法人取引等について、請求書や領収書等に記載の取引先名称及び金額が、通帳に記載されているかを確認しますので、必ず全ての帳簿書類や通帳をご準備ください。書類がない場合は、事前確認できませんので、ご注意ください。
- ④2019 年 1 月以降の事業の取引を記録している通帳
  - ⑤本人確認書類「運転免許証、マイナンバーカード、写真付き住基カード、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、住民票及びパスポート、住民票及び各種健康保険証のいずれか（限定列举）」
  - ⑥本人が自署した宣誓・同意書（コピー可）

※上記①～⑥については、下記リンク先の『事前確認に必要な証拠書類』を必ずよくお読みになってからお越してください（当会会員様であっても必ず全ての書類をお持ちください）。

『事前確認に必要な証拠書類（月次支援金事務局 HP 内）』

[https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/prior\\_confirmation/required.html](https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/prior_confirmation/required.html)

【月次支援金リンク先一覧】

- ・ 経済産業省関連ページ（制度の概要等について）  
[https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji\\_shien/index.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html)
- ・ 月次支援金事務局 HP（月次支援金全般について）  
<https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/index.html>
- ・ 個人事業者向け制度の概要（月次支援金事務局 HP 内）  
<https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/overview/kojin.html>
- ・ 個人事業者の月次支援金給付額シミュレーション（月次支援金事務局 HP 内）  
<https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/simulator/kojin.html>

- 申請における注意事項（月次支援金事務局 HP 内）  
<https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/inadequacy/index.html>
- 事前確認とは（月次支援金事務局 HP 内）  
[https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/prior\\_confirmation/index.html](https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/prior_confirmation/index.html)
- 個人事業者が申請に必要な証拠書類（月次支援金事務局 HP 内）  
[https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/procedure\\_flow/kojin.html](https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/procedure_flow/kojin.html)
- 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響を証明する書類（保存書類）  
[https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/prior\\_confirmation/hozon.html](https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/prior_confirmation/hozon.html)
- 申請サポート会場とは（月次支援金事務局 HP 内）  
<https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/support/index.html>
- 申請サポート会場を一覧から探す（月次支援金事務局 HP 内）  
<https://reservation.ichijishienkin.go.jp/area-search-country>
- よくある質問（月次支援金事務局 HP 内）  
<https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/faq/index.html>